

役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 はとせふ の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席)

第3条 理事長、及び理事が理事会、及び評議員会に出席したときは、別表1により、報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。但し、理事長、及び理事が理事会に出席し、且つ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬、及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により、報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が委員会に出席したときは、別表1により、報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で、法人、及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により、報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により、報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で、法人、及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により、報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会、及び評議員会に出席したときは、別表1により、報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。但し、理事会に出席し、且つ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬、及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が法人、及び施設の指導検査への立会い、並びに運営状況を指導、又は監査の業務に当たった場合は、別表2により、報酬、及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員、及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により、報酬、及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、原則として、実費を支給できる。
- 4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は、原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により、事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

※この規程は、平成29年6月17日より適用する。

※本規程の制定に伴い、役員及び評議員の報酬に関する規程は廃止する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	0円～5,000円	0円～3,000円
評議員会出席報酬等	0円～5,000円	0円～3,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	0円～5,000円	0円～3,000円

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長、理事及び評議員業務報酬等	0円～10,000円	0円～3,000円
監事監査指導報酬等	0円～10,000円	0円～3,000円

別表3

旅 費	宿 泊 費	報 酬 (1日)	そ の 他
実 費	20,000円	10,000円	実 費

※1 別表1・2は、支給額の範囲を示し、その範囲内において、実情、及び施設の財政状況（当該費用の支出財源）等を勘案して支給するものとする。

※2 別表3は、支給額の上限を示し、実情に基づき、又、財政状況（当該費用の支出財源）等を勘案して支給するものとする。

※2 一人当たりの各年度の報酬総額は、評議員は定款第八条に定める金額の範囲内、理事及び監事は20,000円を超えない範囲とする。